

公職選挙事務取扱規程の一部を改正する規則をここに公布する。

平成29年9月5日

香川県選挙管理委員会委員長 白 井 敏 雅

香川県選挙管理委員会規則第2号

公職選挙事務取扱規程の一部を改正する規則

公職選挙事務取扱規程（平成12年香川県選挙管理委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(投票所等の告示及び通知)</p> <p>第17条 略</p> <p>2・3 略</p> <p>4 市町委員会は、<u>令第48条の4</u>又は第49条の9の規定により共通投票所又は期日前投票所を開かず、又は閉じる旨を当該共通投票所又は期日前投票所の投票管理者及び関係のある開票管理者に通知するときは、第23号様式の3に準じて行うものとする。</p> <p>5 略</p>	<p>(投票所等の告示及び通知)</p> <p>第17条 略</p> <p>2・3 略</p> <p>4 市町委員会は、<u>令第49条</u>又は第49条の9の規定により共通投票所又は期日前投票所を開かず、又は閉じる旨を当該共通投票所又は期日前投票所の投票管理者及び関係のある開票管理者に通知するときは、第23号様式の3に準じて行うものとする。</p> <p>5 略</p>
<p>(繰延開票の事由の届出及び通知)</p> <p>第28条 第20条の規定は、開票について準用する。この場合において、同条中「<u>法第57条第2項</u>」とあるのは「<u>法第73条において準用する法第57条第2項</u>」と、「同条第1項」とあるのは「<u>法第73条において準用する法第57条第1項本文</u>」と、「<u>令第48条第2項</u>」とあるのは「<u>令第78条第2項</u>」と、「<u>投票管理者及び開票管理者</u>」とあるのは「<u>開票管理者</u>」と、「<u>法第57条第1項</u>」とあるのは「<u>法第73条において準用する法第57条第1項本文</u>」と、「<u>投票の期日</u>」とあるのは「<u>開票の期日</u>」と読み替えるものとする。</p>	<p>(繰延開票の事由の届出及び通知)</p> <p>第28条 第20条の規定は、開票について準用する。この場合において、同条中「<u>法第57条第2項</u>」とあるのは「<u>法第73条において準用する法第57条第2項</u>」と、「同条第1項」とあるのは「<u>法第73条において準用する法第57条第1項本文</u>」と、「<u>令第48条第2項</u>」とあるのは「<u>令第78条第2項</u>」と、「<u>関係のある投票管理者及び開票管理者</u>」とあるのは「<u>開票管理者</u>」と、「<u>法第57条第1項</u>」とあるのは「<u>法第73条において準用する法第57条第1項本文</u>」と、「<u>投票の期日</u>」とあるのは「<u>開票の期日</u>」と読み替えるものとする。</p>
<p>(候補者に関する告示、通知及び報告)</p> <p>第33条 略</p> <p>2・3 略</p> <p>4 前3項の規定は、参議院選挙区選出議員、県の議会の議員又は知事の選挙について準用する。この場合において、第1項中「<u>法第86条第13項</u>」とあるのは「<u>法第86条の4第11項</u>」と、「<u>令第88条第11項</u>」とあるのは「<u>令</u></p>	<p>(候補者に関する告示、通知及び報告)</p> <p>第33条 略</p> <p>2・3 略</p> <p>4 前3項の規定は、参議院選挙区選出議員、県の議会の議員又は知事の選挙について準用する。この場合において、第1項中「<u>法第86条第13項</u>」とあるのは「<u>法第86条の4第11項</u>」と、「<u>令第88条第11項</u>」とあるのは「<u>令</u></p>

第89条第6項」と、「第39号様式」とあるのは「第41号様式」と、第2項中「令第92条第1項」とあるのは「令第92条第11項」と、「第40号様式」とあるのは「第42号様式」と、前項中「令第92条第2項」とあるのは「令第92条第11項」と、「第40号様式」とあるのは「第42号様式」と読み替えるものとする。

第89条第6項」と、「第39号様式」とあるのは「第41号様式」と、第2項中「令第92条第1項」とあるのは「令第92条第9項」と、「第40号様式」とあるのは「第42号様式」と、前項中「令第92条第2項」とあるのは「令第92条第9項」と、「第40号様式」とあるのは「第42号様式」と読み替えるものとする。

第23号様式の3（第17条関係）

年 月 日

共通投票所（期日前投票所）投票管理者 殿
関係のある開票管理者

市（町）選挙管理委員会委員長 氏 名 印

共通投票所（期日前投票所）を開かない（閉じる）こと
について

年 月 日執行の何選挙について、次のとおり共通投票所（期日前投票所）を開かない（閉じる）こととなったので、公職選挙法施行令第48条の4（第49条の9）の規定により通知します。

記

- 1 開かない（閉じる）共通投票所（期日前投票所）
- 2 開かない（閉じる）日時
- 3 開かない（閉じる）理由

第23号様式の3（第17条関係）

年 月 日

共通投票所（期日前投票所）投票管理者 殿
関係のある開票管理者

市（町）選挙管理委員会委員長 氏 名 印

共通投票所（期日前投票所）を開かない（閉じる）こと
について

年 月 日執行の何選挙について、次のとおり共通投票所（期日前投票所）を開かない（閉じる）こととなったので、公職選挙法施行令第49条（第49条の9）の規定により通知します。

記

- 1 開かない（閉じる）共通投票所（期日前投票所）
- 2 開かない（閉じる）日時
- 3 開かない（閉じる）理由

第25号様式（第19条関係）

年 月 日

関係のある投票管理者 殿
関係のある開票管理者

市（町）選挙管理委員会委員長 氏 名 宛

線 上 投 票 に つ い て

年 月 日執行の何選挙について、次のとおり線上投票を行うこととな
ったので、公職選挙法施行令第46条第2項の規定により通知します。

記

- 1 線上投票を行う投票区
- 2 線上投票期日

第25号様式（第19条関係）

年 月 日

関係のある投票管理者 殿
開票管理者

市（町）選挙管理委員会委員長 氏 名 宛

線 上 投 票 に つ い て

年 月 日執行の何選挙について、次のとおり線上投票を行うこととな
ったので、公職選挙法施行令第46条第2項の規定により通知します。

記

- 1 線上投票を行う投票区
- 2 線上投票期日

第26号様式（第20条関係）

年 月 日

何選挙長
（何選挙分会長） 経由
香川県選挙管理委員会委員長 殿

市（町）選挙管理委員会委員長 氏 名 印

繰延投票の事由発生について

年 月 日執行の何選挙につき、当市（町）内第何投票区においては、次の事由により選挙当日投票を行うことができないので（更に投票を行う必要がある）、公職選挙法第57条第2項の規定により届け出ます。

記

- 1 投票を行うことができない事由（更に投票を行う必要が生じた事由）
- 2 投票区内の有権者数
総数 何人 内訳 男 何人 女 何人
- 3 繰延投票希望月日

第26号様式（第20条関係）

年 月 日

何選挙長
（何選挙分会長） 経由
香川県選挙管理委員会委員長 殿

市（町）選挙管理委員会委員長 氏 名 印

繰上投票の事由発生について

年 月 日執行の何選挙につき、当市（町）内第何投票区においては、次の事由により選挙当日投票を行うことができないので（更に投票を行う必要がある）、公職選挙法第57条第2項の規定により届け出ます。

記

- 1 投票を行うことができない事由（更に投票を行う必要が生じた事由）
- 2 投票区内の有権者数
総数 何人 内訳 男 何人 女 何人
- 3 繰延投票希望月日

第27号様式（第20条関係）

年 月 日

関係のある投票管理者 殿
関係のある開票管理者

市（町）選挙管理委員会委員長 氏 名 印

繰延投票の期日について

年 月 日執行の何選挙について、次のとおり繰延投票（更に投票）を行うこととなったので、公職選挙法施行令第48条第2項の規定により通知します。

記

- 1 繰延投票（更に投票）を行う区域
- 2 投票の期日

第27号様式（第20条関係）

年 月 日

関係のある投票管理者 殿
開票管理者

市（町）選挙管理委員会委員長 氏 名 印

繰延投票の期日について

年 月 日執行の何選挙について、次のとおり繰延投票（更に投票）を行うこととなったので、公職選挙法施行令第48条第2項の規定により通知します。

記

- 1 繰延投票（更に投票）を行う区域
- 2 投票の期日

第42号様式（第33条関係）

その1

年 月 日

市（町）（村）選挙管理委員会委員長 殿

何選挙何選挙区選挙長 氏 名 宛

候 補 者 通 知

年 月 日執行の何選挙につき、何選挙区における候補者として次のとおり届出があったので、公職選挙法施行令第92条第11項において準用する同条第1項の規定により通知します。

届出受理番号	届出の別	候補者氏名	本 籍	住 所	生年 月日	党派	職業

- 注1 「届出の別」欄には、「本人届出」又は「推薦届出」の別を記載すること。
- 2 「候補者氏名」欄には、①その者について当該選挙の選挙長の認定した通称がある場合は、その通称を記載し、あわせて本名を（ ）内に記載し、②振り仮名（仮名書きの部分を除く。）を必ず付すること。
- 3 立候補届出書に記載された政党その他の政治団体の名称が字数20を超える場合は、令第89条第4項の規定による略称を「(略称) 何」と記載すること。

第42号様式（第33条関係）

その1

年 月 日

市（町）（村）選挙管理委員会委員長 殿

何選挙何選挙区選挙長 氏 名 宛

候 補 者 通 知

年 月 日執行の何選挙につき、何選挙区における候補者として次のとおり届出があったので、公職選挙法施行令第92条第9項において準用する同条第1項の規定により通知します。

届出受理番号	届出の別	候補者氏名	本 籍	住 所	生年 月日	党派	職業

- 注1 「届出の別」欄には、「本人届出」又は「推薦届出」の別を記載すること。
- 2 「候補者氏名」欄には、①その者について当該選挙の選挙長の認定した通称がある場合は、その通称を記載し、あわせて本名を（ ）内に記載し、②振り仮名（仮名書きの部分を除く。）を必ず付すること。
- 3 立候補届出書に記載された政党その他の政治団体の名称が字数20を超える場合は、令第89条第4項の規定による略称を「(略称) 何」と記載すること。

その2

年 月 日

候補者住所地市(町)(村)長
候補者住所地市(町)(村)選挙管理委員会委員長 殿

何選挙何選挙区選挙長 氏 名 団

候補者通知

年 月 日執行の何選挙につき、何選挙区における候補者として次のとおり届出があったので、公職選挙法施行令第92条第11項において準用する同条第1項の規定により通知します。

なお、候補者が死亡したことを知った場合(候補者につき公職選挙法第11条第3項の通知を受けた場合)においては、直ちに、その旨を御通知願います。

候補者氏名	本籍	住所	生年月日	党派	職業

注 「候補者氏名」欄の記載については、その1注の例によるものとする。

その2

年 月 日

候補者住所地市(町)(村)長
候補者住所地市(町)(村)選挙管理委員会委員長 殿

何選挙何選挙区選挙長 氏 名 団

候補者通知

年 月 日執行の何選挙につき、何選挙区における候補者として次のとおり届出があったので、公職選挙法施行令第92条第9項において準用する同条第1項の規定により通知します。

なお、候補者が死亡したことを知った場合(候補者につき公職選挙法第11条第3項の通知を受けた場合)においては、直ちに、その旨を御通知願います。

候補者氏名	本籍	住所	生年月日	党派	職業

注 「候補者氏名」欄の記載については、その1注の例によるものとする。

その3

年 月 日

市(町)選挙管理委員会委員長 殿

何選挙何選挙区選挙長 氏 名 印

候補者死亡(却下)(辞退)通知

年 月 日執行の何選挙につき、何選挙区において候補者として届出のあった次の者は、死亡した(候補者の届出を却下した)(候補者たることを辞退した)(公職の候補者となることのできない何になったので、候補者たることを辞退したものとみなされた)ので、公職選挙法施行令第92条第11項において準用する同条第1項の規定により通知します。

届出受理番号	候補者氏名	党派	職業	住所	事由発生年月日

注 「候補者氏名」欄の記載については、その1注の例によるものとする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

その3

年 月 日

市(町)選挙管理委員会委員長 殿

何選挙何選挙区選挙長 氏 名 印

候補者死亡(却下)(辞退)通知

年 月 日執行の何選挙につき、何選挙区において候補者として届出のあった次の者は、死亡した(候補者の届出を却下した)(候補者たることを辞退した)(公職の候補者となることのできない何になったので、候補者たることを辞退したものとみなされた)ので、公職選挙法施行令第92条第9項において準用する同条第1項の規定により通知します。

届出受理番号	候補者氏名	党派	職業	住所	事由発生年月日

注 「候補者氏名」欄の記載については、その1注の例によるものとする。